

行政不服審査法施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）、愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）及び愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）に定めるもののほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等請求)

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合、法第66条第1項において読み替えて準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による閲覧又は交付の求めは、提出書類等閲覧等請求書（様式第1号）を法第9条第1項の規定により指名された者又は審査庁（当該審査庁が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合に限る。）（以下「審理員等」と総称する。）に提出して行わなければならない。

2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、提出資料閲覧等請求書（様式第2号）を愛媛県行政不服審査会に提出して行わなければならない。

(閲覧)

第3条 法第38条第1項又は第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧は、審理員等又は愛媛県行政不服審査会が指定する日時及び場所においてしなければならない。

2 提出書類等又は提出資料は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

3 提出書類等又は提出資料は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。

(交付手数料の納付)

第4条 愛媛県手数料条例別表6の表65の項又は66の項

に掲げる手数料（以下「交付手数料」という。）は、交付手数料納付書（様式第3号）に愛媛県収入証紙を貼って納付しなければならない。

（交付手数料の減免）

第5条 交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、法第38条第1項又は第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を提出書類等閲覧等請求書又は提出資料閲覧等請求書に記載しなければならない。

2 前項の提出書類等閲覧等請求書又は提出資料閲覧等請求書には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第6条 法第38条第1項又は第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、交付を求める書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手を納付する方法により納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月9日から施行する。